宮崎県針刺し後のHIV感染防止体制整備事業フロー図

令和６年８月時点

一般医療機関等

・院内感染対策マニュアルの作成
・スタッフへの周知

曝露事故発生

↓

応急処置（曝露部位の洗浄等、院内感染マニュアルに基づき対応）

医療事故担当者に報告
曝露源が以下に該当するか確認。
□HIV抗体陽性血液　または　□HIV抗体陽性が強く疑われる血液※である

↓

所属機関の医師が当事者へ抗HIV服用について説明
「ＨＩＶ感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式Ａ）を参考に被曝露者の以下の既往を確認。
□妊娠の有無　　□授乳の有無
□B型肝炎ウイルス・腎障害の有無

当事者が抗HIV薬服用について意思決定
当事者は「ＨＩＶ感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式Ａ）を所属医療機関の医師へ提出。

↓

当事者が抗HIV薬服用を希望
所属医療機関の医師は「抗ＨＩＶ薬提供依頼書」（様式Ｂ）を記載。
当事者は「抗ＨＩＶ薬内服同意書」（様式Ｂ）を記載。

当事者が希望しない場合
所属医療機関での経過観察

↓

エイズ治療（中核）拠点病院に連絡
・別添病院一覧の連絡先に「針刺し事故等による感染予防措置に係る受診」である旨を伝える。
・受診・診療予約を行い、「抗ＨＩＶ薬提供依頼書・同意書」（様式Ｂ）に予約日時を追記。

拠点病院での抗HIV薬の服用が
2時間以上かかる場合
（例）地理的条件にて受診ができない等

配置病院

配置病院に連絡
別添病院一覧の連絡先に「針刺し事故等による感染予防措置に係る受診」である旨を伝える。
被曝露者は「抗ＨＩＶ薬受領書」（様式Ｃ）を記載。

↓

配置病院を受診
・様式Ａ～Ｃを持参する。
・抗HIV薬服用（拠点病院受診までに必要な日数分の処方を受ける）

エイズ治療拠点病院

エイズ治療（中核）拠点病院を受診
・様式ＡＢ（Ｃ）を持参する。
・抗HIV薬服用、抗HIV内服継続の判断

※「陽性が強く疑われる血液」とは
HIV抗体検査の結果は不明だが、ニューモシスチス（カリニ）肺炎・クリプトコックス髄膜炎等の症状があり、HIV陽性であることが推定できる血液をさす。単に、ＨＩＶ抗体不明の場合、曝露源患者不明の場合は対象としない。

《費用負担について》
・医療機関内の曝露事象による医療従事者等の感染予防対策は、各医療機関の責任にて実施されるもの。
・抗ＨＩＶ薬の予防服用等に関する費用は健康保険の給付対象ではないため、原則自費扱い。
・エイズ治療拠点病院等の請求に基づき、曝露事象が発生した医療機関が支払う。
・感染の危険に対し、有効であると認められる場合は労災保険の対象となる場合がある。